

議案第70号 損害賠償の額の決定について

資料1 広報板にかかる事故の概要

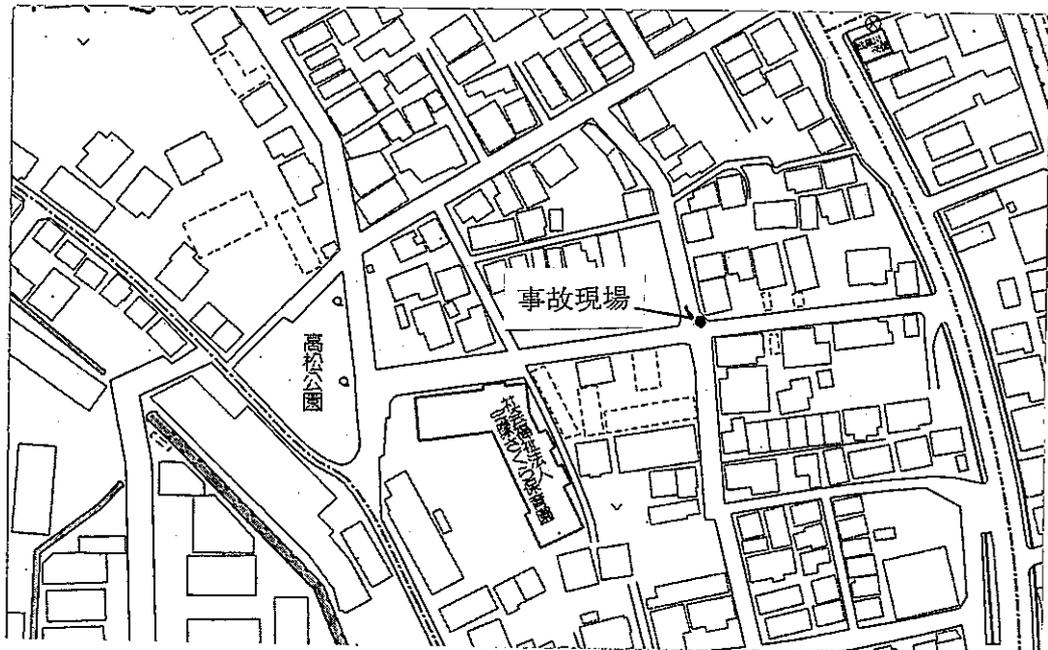
1 事故の内容

- (1) 事故発生年月日 平成30年(2018年)9月4日
- (2) 事故発生場所 宝塚市高松町115番3地先
- (3) 事故発生状況 市が設置管理する広報板が暴風雨による圧力を受け倒壊し、近接する相手方所有の家屋に接触し、同家屋が損傷した。

2 事故発生後の対応

- (1) 相手方所有の家屋の修復費用を損害賠償額として相手方に支払う。
本件に係る損害賠償額の全額に全国市長会市民総合賠償補償保険が適用される。
- (2) 同様の事故発生を防止するため、他の広報板でも倒壊の恐れがないか市が設置管理するすべての広報板を入念に点検した。その結果、他に倒壊の恐れのある広報板(1箇所)が見つかり、直ちに十分な補強を行った。今後も倒壊の危険性について十分に注意を払うとともに、適正な管理を行う。

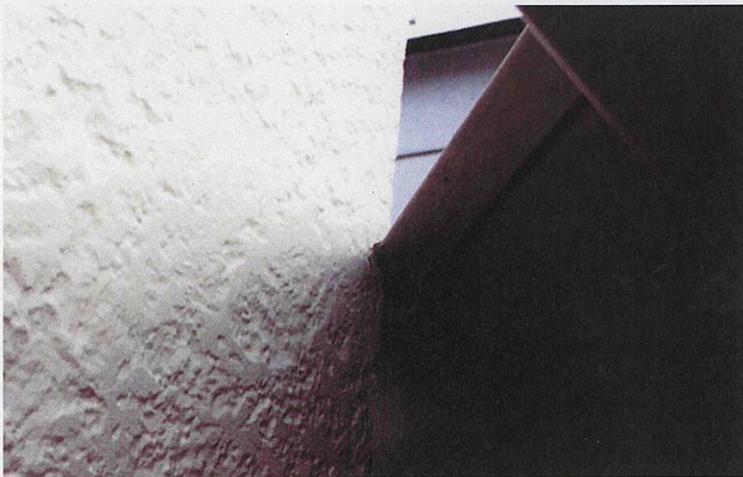
(事故現場位置図)



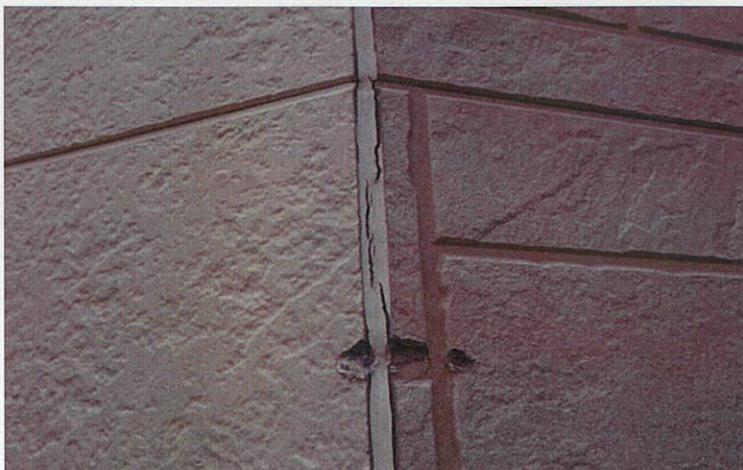
議案第70号
損害賠償の額の決定について



広報板倒壊直後①



広報板倒壊直後②



家屋損傷箇所